

新潟市建設工事総合評価方式試行要領に定める技術評価委員会設置基準【新旧対照表】

新	旧	備考
<p>新潟市建設工事総合評価方式実施要領に定める技術評価委員会設置基準</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(技術評価委員会の委員及び組織)</p> <p>第2条 技術評価委員会は、土木技術評価委員会及び建築技術評価委員会とし、それぞれの構成は、別表1及び別表2の課長または所長とする。</p> <p>2 技術評価委員会の委員長は、技術管理課長とする。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>4 委員は、事故等により技術評価委員会に出席できない場合、代理者を出席させることができる。</p> <p>5 技術評価委員会には専門部会を置くものとし、構成は別表1及び別表2の補佐または室長とする。</p> <p>(技術評価委員会及び専門部会の事務)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(技術評価委員会の開催及び議事の決定)</p> <p>第4条 技術評価委員会は、委員長が必要と認める場合に委員長が招集する。</p> <p>2 技術評価委員会は、委員長が技術評価委員の中から対象工事の担当課長又は担当所長を含む3名を評価者に指名し、開催することができる。</p> <p>3 技術評価委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>4 技術評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。</p> <p>5 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を技術評価委員会に参加させることができるものとする。</p> <p>6 専門部会は、第2項で指名された評価者を補佐するものとする。</p> <p>7 専門部会の部会長は技術管理課補佐とする。</p> <p>(工事の選定・審査結果及び技術評価結果の提出)</p> <p>第5条～第7条 (省略)</p> <p>附 則</p> <p>この基準は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この基準は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>新潟市建設工事総合評価方式試行要領に定める技術評価委員会設置基準</p> <p>(趣旨)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>(技術評価委員会の委員及び組織)</p> <p>第2条 技術評価委員会は、土木技術評価委員会及び建築技術評価委員会とし、それぞれの構成は、別表1及び別表2のとおりとする。</p> <p>2 技術評価委員会の委員長は、技術管理課長とする。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>4 委員は、事故等により技術評価委員会に出席できない場合、代理者を出席させることができる。</p> <p>5 技術評価委員会には専門部会を置くものとし、構成は別表1及び別表2のとおりとする。</p> <p>(技術評価委員会及び専門部会の事務)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(技術評価委員会の開催及び議事の決定)</p> <p>第4条 土木技術評価委員会は、委員長が必要と認める場合に委員長が招集する。</p> <p>2 土木技術評価委員会は、委員長が土木技術評価委員の中から対象工事の担当課長又は担当所長を含む3名を評価者に指名し、開催することができる。</p> <p>3 土木技術評価委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>4 土木技術評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。</p> <p>5 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を土木技術評価委員会に参加させることができるものとする。</p> <p>6 第1項から第5項までの規定は、建築技術評価委員会にこれを準用する。</p> <p>(工事の選定・審査結果及び技術評価結果の提出)</p> <p>第5条～第7条 (省略)</p> <p>附 則</p> <p>この基準は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>試行を実施に変更</p>

新潟市建設工事総合評価方式試行要領に定める技術評価委員会設置基準【新旧対照表】

<p>別表 1 (第 2 条関係) 土木評価委員会・土木専門部会</p> <table border="1"> <tr><td>所 属 名</td></tr> <tr><td>技術管理課</td></tr> <tr><td>農村整備・水産振興課</td></tr> <tr><td>(以下省略)</td></tr> </table> <p>別表 2 (第 2 条関係) 建築評価委員会・建築専門部会</p> <table border="1"> <tr><td>所 属 名</td></tr> <tr><td>技術管理課</td></tr> <tr><td>建築保全課</td></tr> <tr><td>公共建築課</td></tr> <tr><td>教育委員会施設課</td></tr> </table>	所 属 名	技術管理課	農村整備・水産振興課	(以下省略)	所 属 名	技術管理課	建築保全課	公共建築課	教育委員会施設課	<p>別表 1 (第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 属 名</th> <th colspan="2">土木技術評価委員会</th> <th colspan="2">土木専門部会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術管理課</td> <td rowspan="2">委員長</td> <td rowspan="2">課 長</td> <td>部会長</td> <td>課長補佐</td> </tr> <tr> <td>技術管理課 工事検査室</td> <td rowspan="3">委 員</td> <td>室 長</td> </tr> <tr> <td>農村整備・水産振興課</td> <td>課 長</td> <td>課長補佐</td> </tr> <tr> <td>(以下省略)</td> <td>(以下省略)</td> <td>(以下省略)</td> <td>(以下省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表 2 (第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 属 名</th> <th colspan="2">建築技術評価委員会</th> <th colspan="2">建築専門部会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術管理課</td> <td rowspan="2">委員長</td> <td rowspan="2">課 長</td> <td>部会長</td> <td>課長補佐</td> </tr> <tr> <td>技術管理課 工事検査室</td> <td rowspan="4">委 員</td> <td>室 長</td> </tr> <tr> <td>建築保全課</td> <td>課 長</td> <td>課長補佐</td> </tr> <tr> <td>公共建築課</td> <td>課 長</td> <td>課長補佐</td> </tr> <tr> <td>教育委員会施設課</td> <td>課 長</td> <td>課長補佐</td> </tr> </tbody> </table>	所 属 名	土木技術評価委員会		土木専門部会		技術管理課	委員長	課 長	部会長	課長補佐	技術管理課 工事検査室	委 員	室 長	農村整備・水産振興課	課 長	課長補佐	(以下省略)	(以下省略)	(以下省略)	(以下省略)	所 属 名	建築技術評価委員会		建築専門部会		技術管理課	委員長	課 長	部会長	課長補佐	技術管理課 工事検査室	委 員	室 長	建築保全課	課 長	課長補佐	公共建築課	課 長	課長補佐	教育委員会施設課	課 長	課長補佐	<p>土木技術評価委員会、土木専門部会の列を削除</p> <p>建築技術評価委員会、建築専門部会の列を削除</p>
所 属 名																																																					
技術管理課																																																					
農村整備・水産振興課																																																					
(以下省略)																																																					
所 属 名																																																					
技術管理課																																																					
建築保全課																																																					
公共建築課																																																					
教育委員会施設課																																																					
所 属 名	土木技術評価委員会		土木専門部会																																																		
技術管理課	委員長	課 長	部会長	課長補佐																																																	
技術管理課 工事検査室			委 員	室 長																																																	
農村整備・水産振興課	課 長	課長補佐																																																			
(以下省略)	(以下省略)	(以下省略)		(以下省略)																																																	
所 属 名	建築技術評価委員会		建築専門部会																																																		
技術管理課	委員長	課 長	部会長	課長補佐																																																	
技術管理課 工事検査室			委 員	室 長																																																	
建築保全課	課 長	課長補佐																																																			
公共建築課	課 長	課長補佐																																																			
教育委員会施設課	課 長	課長補佐																																																			